

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 趣旨

国民健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険料（以下「国保料」という。）について、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する制度が創設されたため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正する。

2 条例改正の概要

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料の免除に関する規定を追加する。（厚木市国民健康保険条例第19条の4）

今回の改正は法等に基づき、全国一律で改められる事項である。

3 条例改正の内容

令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の国民健康保険法の事項として、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する制度が創設された。

国保料は、応能分（所得割）と応益分（均等割・平等割）により賦課額が定められ、低所得世帯に対しては、応益分の保険料軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

今回の改正は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から産前産後期間相当分の国保料のうち、均等割及び所得割を免除し、公費で負担する。

対 象 者：令和5年11月以降に出産する被保険者

免 除 期 間：4箇月（出産の予定日が属する月の前月から出産の予定日が属する月の翌々月）

周 知 方 法：厚木市ホームページ及び広報あつぎ等

公費負担額：国1/2、県1/4、市1/4

【賦課の概要】

令和5年度	応能分		応益分	
	所得割	均等割 (1人当たり)	平等割 (1世帯当たり)	
医療分	6.05%	23,696円	22,467円	
支援分	2.11%	8,282円	7,852円	
介護分 ※40～65歳のみ	2.14%	9,777円	6,739円	

所得割… 昨年の所得にかかる保険料
 均等割… 被保険者1人当たりの保険料
 平等割… 1世帯当たりの保険料

【産前産後期間相当分に係る均等割及び所得割免除のイメージ】

* 所得100万円（給与収入155万円）で計算

【改正前】	医療分 58,181円		支援分 20,309円		介護分 21,975円			
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割		
	23,696円	34,485円	8,282円	12,027円	9,777円	12,198円		
【改正後】	医療分 38,787円		支援分 13,539円		介護分 14,650円		軽減分 33,489円	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
	15,797円	22,990円	5,521円	8,018円	6,518円	8,132円	13,919円	19,570円

4 施行日

令和6年1月1日

5 市民参加手続

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号（法令で実施基準を規定）に該当するため実施しません。

(1) 出産時における保険料負担の軽減

1. 導入の趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、加入者が等しく負担する均等割と所得に応じて負担する所得割により設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- **子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。**

(参考) 健保法等改正法 参議院附帯決議 (令和3年6月)

国民健康保険については、被用者保険と異なり(略)産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

2. 免除のスキーム

- 対象は、出産する被保険者とする。
 - ※ 出産育児一時金支給件数：76,943件（令和2年度国民健康保険事業年報）
- 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。
- 令和5年度所要額（公費）4億円
（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
 - ※ 令和5年度は、令和6年1月から3月までの3ヶ月間。年度ベースは16億円。
- 施行時期：**令和6年1月**（予定）

【イメージ：賦課方法が2方式（均等割、所得割）の場合】

